

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を
次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市消防団員等公務災害補償条例第4条ただし書の規定により担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項又は第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

この条例を提出したのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定に伴い、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正され、年金担保貸付事業が廃止されることから、規定の整備をする必要による。